

島根県介護施設 I C T 導入支援（オンライン面会）事業費補助金交付要綱

（通則）

第 1 条 介護施設における入所者と家族等の面会の機会の確保のための島根県介護施設 I C T 導入支援（オンライン面会）事業費補助金については、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（対象施設）

第 2 条 この事業の対象施設は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 2 7 項に規定する介護老人福祉施設、同条第 2 8 項に規定する介護老人保健施設、同条第 2 9 項に規定する介護医療院、同条第 2 0 項に規定する認知症対応型共同生活介護の事業所、同条第 2 2 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法第 8 条第 2 6 項に規定する介護療養型医療施設、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 2 0 条の 4 に規定する養護老人ホーム、同法第 2 0 条の 6 に規定する軽費老人ホーム、同法第 2 9 条第 1 項に規定する有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 1 3 年法律第 2 6 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者住宅とする。

（補助対象経費）

第 3 条 新型コロナウイルス感染症のため面会が制限されていることから、第 2 条に規定する対象施設においてオンライン面会により面会の環境を確保する事業に要する次の経費を対象とする。

（1）タブレット等購入経費

- ア オンライン面会に必要なタブレット（ソフトウェアを含む）の購入経費
- イ カメラ、マイク、スピーカー等の周辺機器の購入経費

（2）通信環境整備に要する経費

配線工事、モデム、ルーター、ネットワーク構築等

2 インターネット接続費用や通信料は補助対象外経費とする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の基本額は、補助対象経費ごとに次のとおりとする。補助金額は対象経費の実支出額と基本額を比較して低い額とする。なお、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- （1）タブレット等購入経費 1 0 万円
- （2）通信環境整備に要する経費 1 0 万円

（交付申請）

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、関係書類を添えて、別に定める期日までに島根県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

（交付の条件）

第 6 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について、内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除額の全額又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。
- (9) 公的団体又は民間事業者が補助事業を行うために締結する契約については、必要に応じて一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方については、島根県内に所在する事業所を優先するよう努めること。

（実績報告等）

第7条 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して1月を経過した日（前条（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、第1項に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（指導監督）

第8条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

（交付決定の取消し等）

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 正当な理由なく補助事業が予定の期間内に終了しないとき。
- (4) 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- (5) 補助事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けたとき。
- (6) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。